

## FNクラス レース車両規則

### (50cc ノーマルスクーターで一般公道用車両)

1. 車両の排気量は50cc未満とする。(ピストンはメーカー純正でも、オーバーサイズの使用は不可)
2. キャブレターは、ジェット類、ニードル類のセッティングインナーパーツの変更のみ可。但し、オートチョーク機構において、オートチョークの作動関連部品はチョーク解除状態に固定するための改造のみ可。また、アイドルコンベンセーターは、機能停止のためのジョイントホースの取り外しと、取り外し部分へのフタの装着のみ認める。
3. スパークプラグ、プラグキャップの変更は可。プラグコードの変更は不可。
4. アクセルワイヤー、アクセルグリップ部（ハイスロ、バーエンド）の変更は可。
5. ブレーキは、ワイヤー、オイル、ホース、パッド、シュー、バンジョーボルトの変更は可。  
但し、ブレーキレバーは同一メーカー市販50ccスクーターで通常購入出来るものへの流用変更を認める。
6. リヤサスペンションの変更は可。
7. タイヤは一般市販されていて通常ルートで購入できる物のみ使用可。但し、スリックタイヤ（インターミディエイト、レーシングレインを含む）および磨耗限度を超えたもの、およびグルーピング（溝切り、カッティング）は不可。
8. バッテリーの取り外し、変更は可。充電コイルの改造、変更は不可。但し、発電装置（ステーター ASSY、フライホイール）は同一メーカー市販50ccスクーターで通常購入出来るものへの流用変更を認める。ただし無加工、無改造で装着できるものに限る。
9. リミッターのカットおよび CDI ユニットの改造、変更は可。なお、市販状態において CDI ユニットとイグニッションコイルが一体化されている車両については、純正部分と同様にイグニッションコイルが一体成型されている CDI ユニットへの変更のみ可。(CDI ユニットとイグニッションコイルが別体式の車種については、イグニッションコイルの改造、変更は不可)
10. ボディーカバー類の改造は不可とするが純正同一形状の物への変更を認める。但し、インナーフェンダーの切除、取り外しは可。なお整備性向上のためインナーフェンダー上、アンダーカバーの一部加工は可。
11. ライトおよびウインカー部分へのカバー類の装着は可。テールランプを取り外した場合には同部位へのカバー装着を認める。但しリヤタイヤ後端よりはみ出さない事。カウリングは純正同形状の物への変更を認める。
12. 分離給油用オイルポンプ（オイルタンク、オイル通路などの関連部品を含む）改造、変更および取り外しは不可。
13. スピードメーターケーブルの取り外しと、その関連部品の取り外しは可。フロントホイールのダストシールの取り外しは可。但し、ホイールベアリング本体のオイルシールの取り外しは不可。
14. 始動機構のうち、キックペダル、キックギア等のキック式に関する部分、もしくはスターターモーターの取り外しと駆動に関わっていない部分の取り外し、スターターモーター取り外し後の蓋の取り付けは可。
15. シート表皮、シートベース、シート内ウレタンの加工（アンコ抜き等）をしての形状の変更は可。純正同等の形状である社外品カバーへの変更を認める。
16. 駆動系（クランクシャフト、クランクケースカバー、リヤホイールは除く）は同一メーカーの50ccスクーターの部品であれば流用を認める。但し、無加工・無改造で装着できるものに限る。ウエイトローラー及びボスワッシャーについては社外品の流用を認める。またプーリー・フェイス・ランププレートのバリ取りは不可とする。
17. ステップ付近の滑り止め加工などは、厚み1cm以内の滑り止め材の使用のみ可。但し、ステップ自体の改造、変更は不可。
18. レーシングスタンドを使用するための追加パーツの取付けは可。
19. ハーネス類の取外し改造などは可。またはステーター部分のハーネスまでの変更を認める。但し、メインキーの取外しは不可とし、メインキーによりエンジン停止の操作をできるものとする。
20. 駆動系カバーの取付けボルトはスチール製の同寸法ボルトにより、全箇所固定しなければならない。またガスケットの取り外しを認める。
21. 駆動系カバーの損傷によるカバーの溶接による補修を認める。但し純正同等の形状に修復し主催者へと確認すること。なお、損傷が著しい場合には使用を認めないことがある。
22. マフラーは市販されている同一メーカー50ccスクーター用で、通常ルートで購入できる物への流用変更を認める。ただし、無加工、無改造で装着できるものに限る。
23. 空冷ファンは、同一メーカー市販50ccスクーター用の一般に販売されていて通常ルートで購入できる物の流用変更を認める。但し無加工・無改造で装着できるものに限る。
24. 生産終了パーツ等の対応としてエンジン系（クランクシャフト、ピストン、シリンダー、シリンダーヘッド、ガスケット）は同一メーカー同一排気量の部品の流用を認める。但し無加工・無改造で取り付け出来るものに限る。**中古シリンダーが入手出来る場合は主催者判断になる。**
25. レース後車検にて主催者から指示された場合は、使用しているパーツの部品番号を全て公開、もしくは部品そのものを公開しなくてはならない。

#### ■オールスター特別ルール

Dio (AF18・AF25・AF27・AF28)、Gダッシュ  
フロントフォーク、ステム、ホイール、キャリパー、同一メーカー市販50ccスクーター用の一般に販売されていて通常ルートで  
購入できる物の流用変更を認める。但し無加工・無改造で装着できるものに限る。2000年以降のフロントフォークは不可

#### リモコンJOG

3WFのマフラーを取付のためのボルトの穴の小加工は可能